

下水道使用料体系の 検討について

第2回資料

滝川市建設部都市計画課

目次

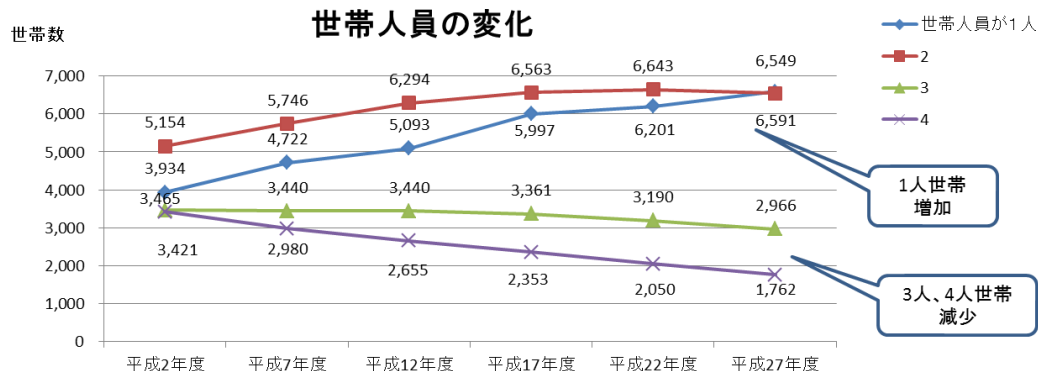
1. 前回審議会の振り返りなど		
第1回審議会の振り返り		3
水量別件数割合の比較		5
類似団体等比較		6
2. 財政収支の見通し		
家計に例えると		7
財政収支計画の概要		8
3. 下水道使用料体系改定案の考え方		
下水道使用料体系改定案の考え方		10
使用料体系見直しの考え方(再掲)		11
水量別件数割合の比較(再掲)		12
4. 下水道使用料体系の改定案		
下水道使用料体系案		13
市町村比較		16

第1回審議会の振り返り

家事用

図①

業務用



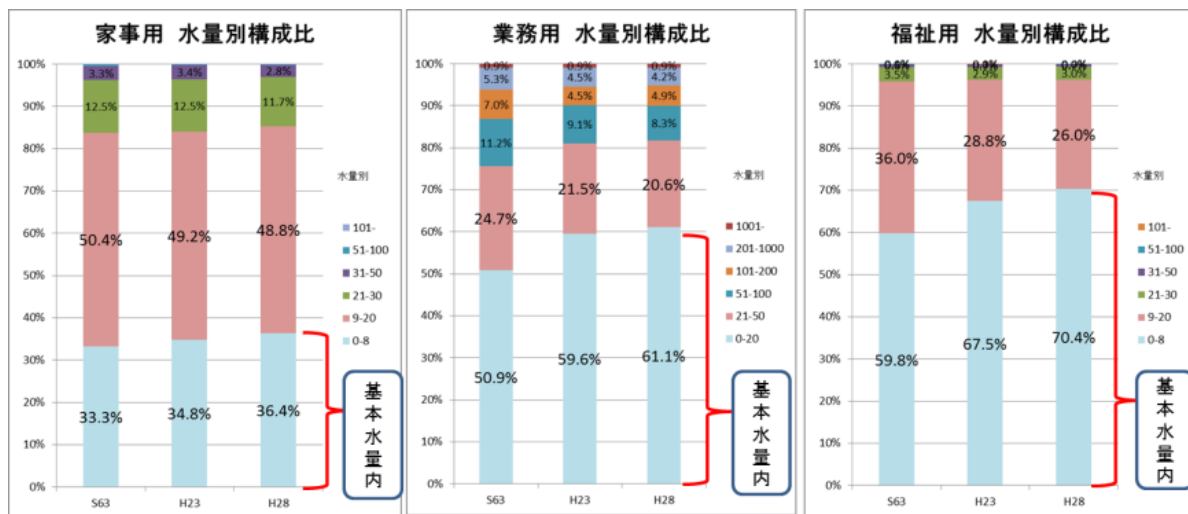
経済センサスデータより、26年前の全産業の事業所数が2,923(平成3年度)から2,033(平成26年度)に890減少している。

そのうち、製造業については、106(3.6%)から67(3.3%)へ39事業所減少。

サービス業については、847(29.0%)から1,009(49.6%)へ162事業所増加しており、全産業の約半数を占めている。

水量別の件数構成比の変化

図②



平成2年度に使用料を改定して以降、水の使用実態が変化

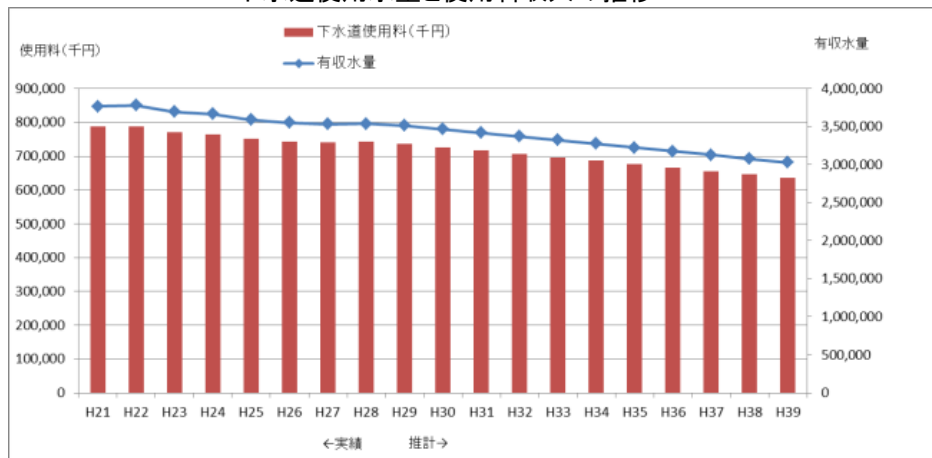
↓
家事用: 1人世帯の増
業務用: 製造業よりもサービス業の増
↓
基本水量内の割合が増加

下水道使用料体系の検討

第1回審議会の振り返り

図③

下水道使用水量と使用料収入の推移



行政人口の減



使用水量の減



使用料収入の減

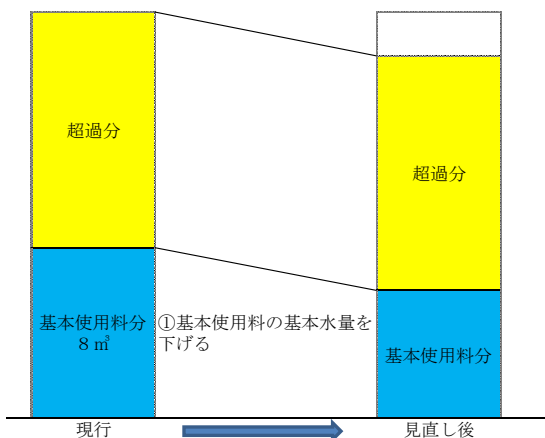
◆維持管理費等を増やさない経営努力を続けた結果、黒字を確保

使用料体系見直しの考え方の概念図

図④

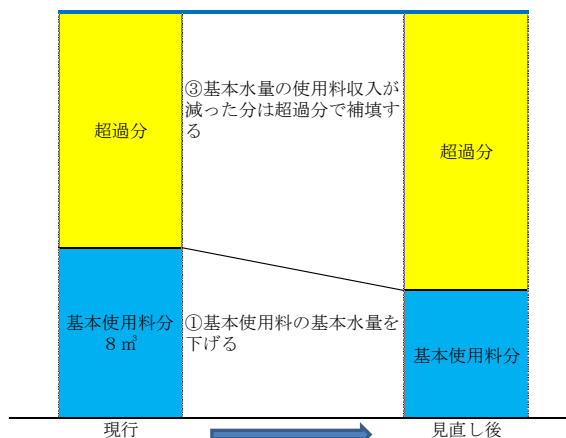
A案

②基本水量を下げた分だけ使用料収入は減少



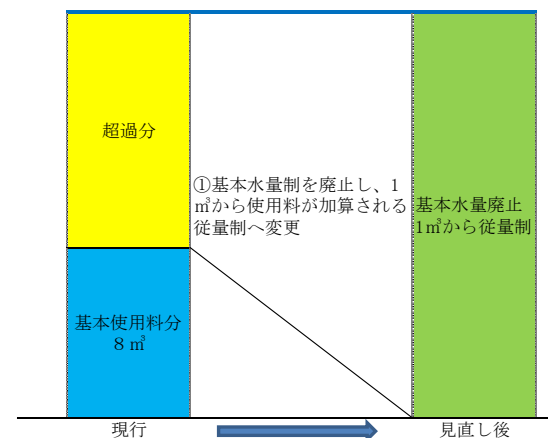
B案

②現行の使用料収入を維持する



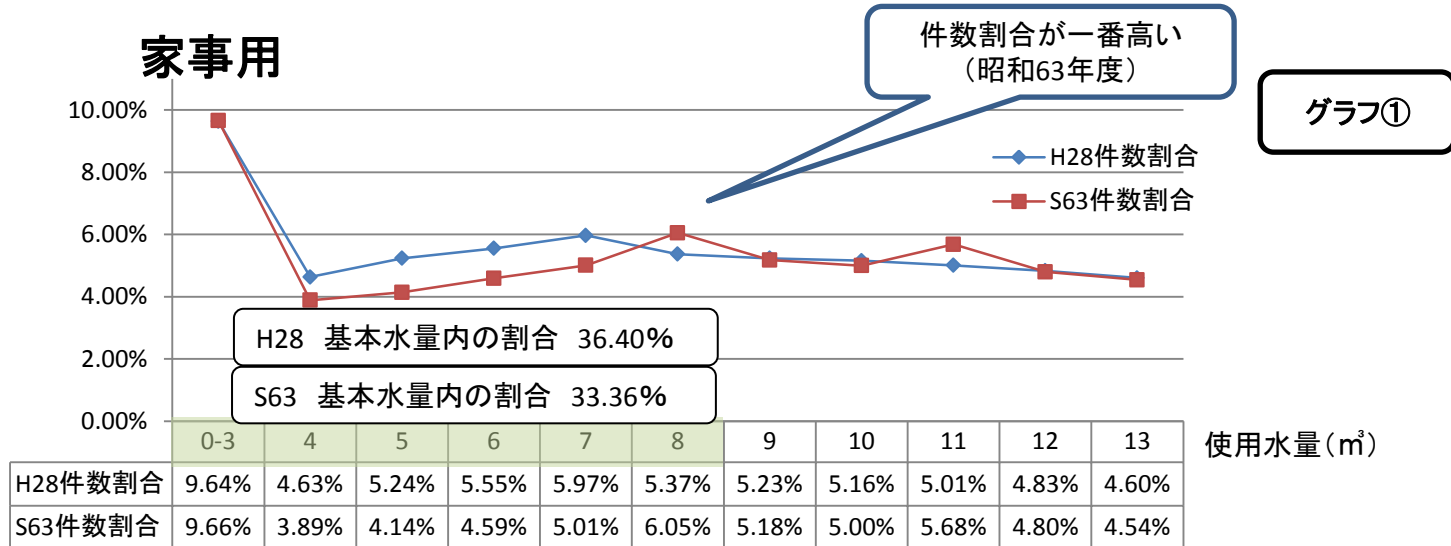
C案

②現行の使用料収入を維持する

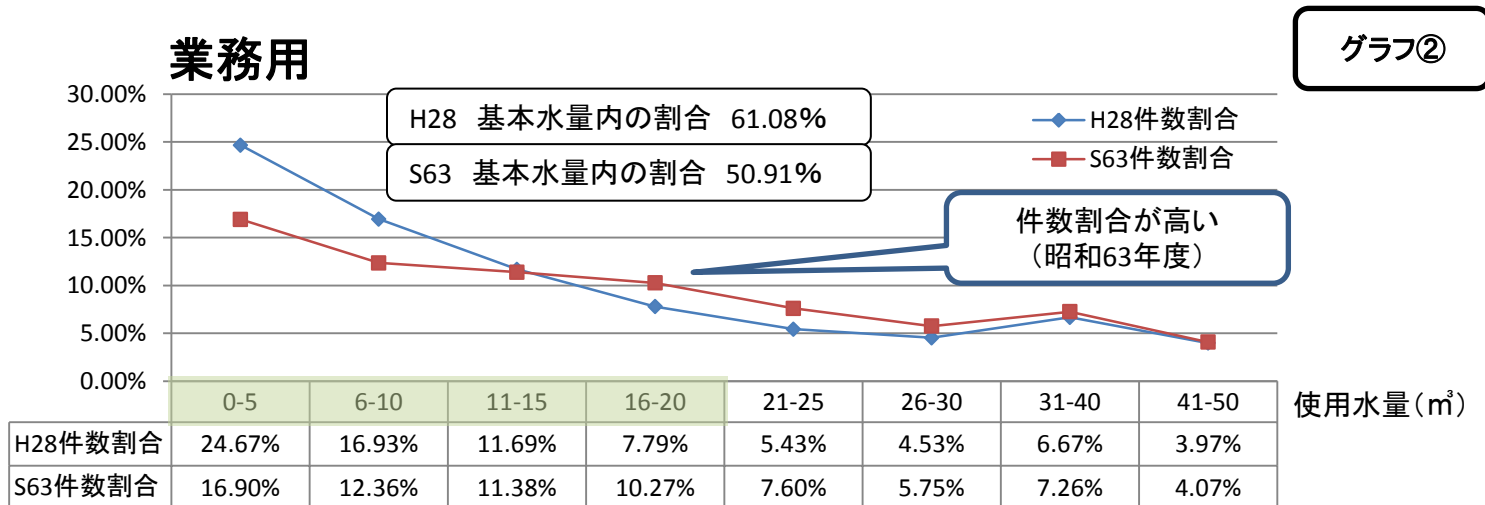


水量別件数割合の比較

家事用



業務用



類似団体等比較

別紙資料 下水道使用料体系一覧

▼家事用

- ・資料① 石狩川流域下水道接続団体
- ・資料② 類似団体含む(道内35市)

▼業務用

- ・資料③ 石狩川流域下水道接続団体
- ・資料④ 類似団体含む(道内35市)

▼福祉用

- ・資料⑤ 石狩川流域下水道接続団体
- ・資料⑥ 類似団体含む(道内35市)

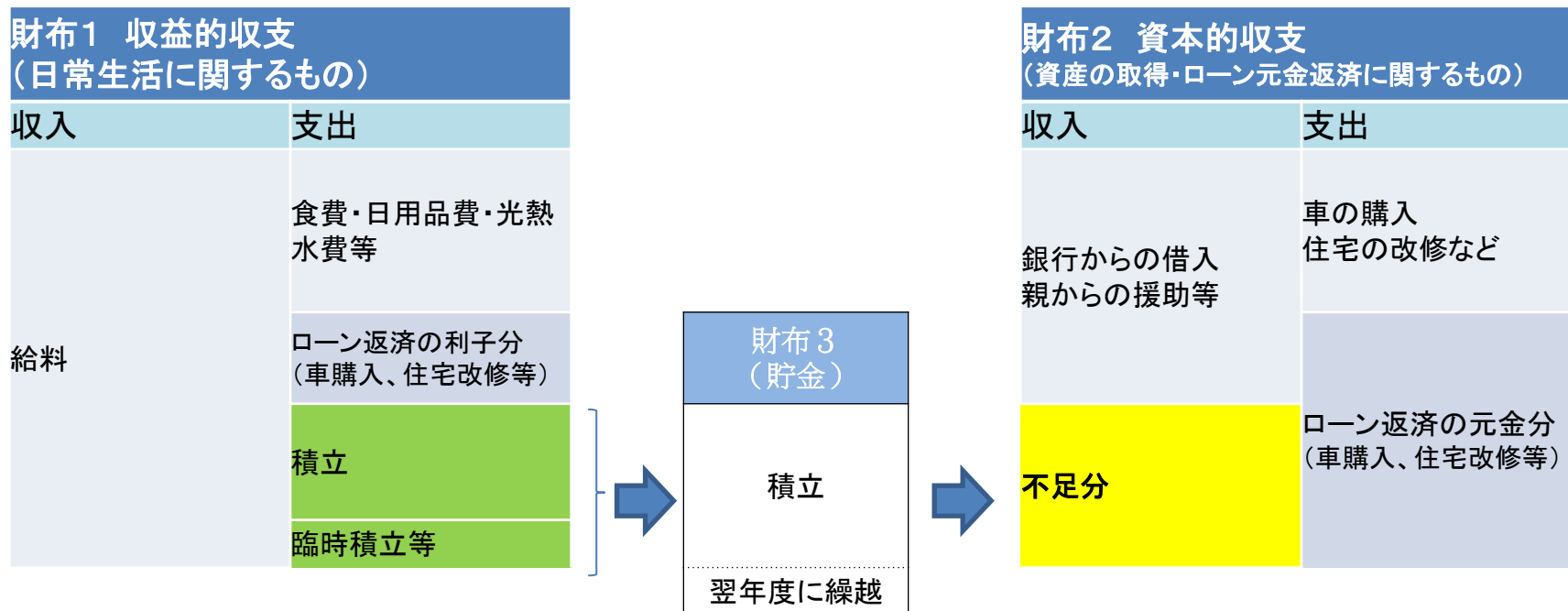
※石狩川流域下水道組合とは、南・中空知地区の一部の自治体で構成し、汚水処理を共同で実施する一部事務組合

※類似団体とは、総務省により類似団体区分を類型化

財政収支計画の概要

▼公営企業会計の仕組みを家計に例えると

図⑤



積立額から資本的収支の不足分を差引いた残額は、車の更新や住宅の建て替えを迎える将来のために、財布3に貯金します。

財政収支計画の概要

表①

収益的収支

(単位:千円)税抜き

区分			年度	28年度 (見込)	29年度 (予算)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益	984,971	952,285	932,282	915,905	900,622	884,825	869,699	854,880	841,439	829,786	813,696	801,649	
		(1) 使用料収入	742,277	737,806	727,017	717,321	707,624	697,085	686,967	676,638	666,520	656,402	645,863	635,534	
		(2) 他会計負担金他	242,694	214,479	205,265	198,584	192,998	187,740	182,732	178,242	174,919	173,384	167,833	166,115	
		2. 営業外収益	345,034	330,777	320,929	327,025	332,344	340,999	329,313	331,317	332,381	332,931	336,481	334,982	
		(1) 他会計補助金他	17,338	19,857	17,305	19,805	19,805	24,805	9,805	9,805	9,805	9,805	9,805	9,805	
		(2) 長期前受金戻入	327,696	310,920	303,624	307,220	312,539	316,194	319,508	321,512	322,576	323,126	326,676	325,177	
		収入計	1,330,005	1,283,062	1,253,211	1,242,930	1,232,966	1,225,824	1,199,012	1,186,197	1,173,820	1,162,717	1,150,177	1,136,631	
	収益的支出	1. 営業費用	1,072,755	1,085,160	1,067,743	1,084,173	1,100,590	1,118,732	1,098,672	1,107,307	1,102,012	1,107,800	1,112,487	1,116,052	
		(1) 職員給与費	9,359	11,590	11,938	12,296	12,665	13,045	13,436	13,839	14,254	14,682	15,122	15,576	
		(2) 流域下水道管理費	142,769	156,266	147,353	149,024	150,812	151,882	152,953	154,023	155,093	156,163	157,233	158,303	
		(3) 業務費	38,144	43,600	47,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	
		(4) 減価償却費	784,745	784,618	790,383	811,358	822,952	831,976	840,287	847,279	840,330	844,450	847,255	849,325	
		(5) その他営業費用	97,738	89,086	70,269	69,695	72,361	80,029	50,196	50,366	50,535	50,705	51,077	51,048	
		2. 営業外費用	179,340	162,090	137,239	121,212	110,066	98,071	86,330	76,459	68,903	63,529	59,667	57,264	
		(1) 支払利息他	179,340	162,090	137,239	121,212	110,066	98,071	86,330	76,459	68,903	63,529	59,667	57,264	
	支出計		1,252,095	1,247,250	1,204,983	1,205,385	1,210,656	1,216,802	1,185,003	1,183,766	1,170,915	1,171,329	1,172,154	1,173,316	
	経常損益		77,910	35,812	48,229	37,546	22,310	9,022	14,010	2,432	2,905	△ 8,611	△ 21,976	△ 36,685	
	特別利益		20,239	10,001	4,901	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	
特別損失		21,473	18,313	11,700	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200		
特別損益		△ 1,234	△ 8,312	△ 6,799	△ 6,199	△ 6,199	△ 6,199	△ 6,199	△ 6,199	△ 6,199	△ 6,199	△ 6,199	△ 6,199		
当年度純利益(又は純損失)		76,676	27,500	41,430	31,347	16,111	2,823	7,811	△ 3,767	△ 3,294	△ 14,810	△ 28,175	△ 42,884		

現行の使用料収入総額を維持できれば、
平成34年まで黒字維持が可能な見込

財政収支計画の概要

表②

資本的収支

(単位: 千円) 税込み

年度		28年度 (見込)	29年度 (予算)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区分													
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	200,700	358,400	366,900	378,300	203,400	198,400	188,400	187,150	183,400	183,400	183,400
		2. 他会計出資金	406,119	386,104	269,383	218,323	162,830	161,884	161,124	146,814	129,982	110,139	94,544
		3. 交付金	70,005	155,748	241,050	300,050	240,050	230,050	210,050	207,550	200,050	100,050	100,050
		計 (A)	676,824	900,252	877,333	896,673	606,280	590,334	559,574	541,514	513,432	493,589	377,994
	資本的支出	1. 建設改良費	208,117	490,987	633,903	688,326	573,448	553,448	513,448	508,448	493,448	493,448	493,448
		2. 企業債償還金	1,027,269	965,073	821,774	680,912	598,707	592,182	587,419	535,802	485,666	436,400	384,821
		3. その他	0	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		計 (B)	1,235,386	1,459,060	1,458,677	1,372,238	1,175,155	1,148,630	1,103,867	1,047,250	982,114	932,848	881,269
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (A)-(B)			△ 558,562	△ 558,808	△ 581,344	△ 475,565	△ 568,875	△ 558,296	△ 544,293	△ 505,735	△ 468,682	△ 439,259	△ 503,275
													△ 478,964

年度		28年度 (見込)	29年度 (予算)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区分													
現金預金残高		197,416	172,942	162,509	270,594	275,231	280,530	311,844	374,140	464,981	576,330	608,531	652,932
補てん財源残高		44,828	67,531	36,836	110,697	82,544	58,310	56,450	86,535	145,657	226,456	238,432	263,785
企業債残高		7,763,099	7,156,426	6,701,552	6,398,940	6,003,632	5,609,851	5,210,832	4,862,180	4,559,914	4,306,914	4,105,493	3,944,751

このマイナスを収益的収支で発生した補てん財源(減価償却費等や純利益)で補填します

下水道使用料体系改定案の考え方

①水の使用実態の変化による基本水量の見直しの必要性

- ・平成2年度に下水道使用料を改定して以来、その当時と水の使用実態も変化しており、下水道使用料体系の検討が必要。

②下水道事業の健全な経営を行うことの必要性

- ・下水道使用料体系が見直しされた場合でも、下水道事業は安定継続して経営しなければならないので、収支均衡がとれる下水道使用料収入が必要。
- ・人口は今後減少する見込みではあるものの、今後概ね5年間は収支均衡となっており、下水道使用料の全体的な値上げは避けられる見通しだが、現行推計する収入は維持する必要がある。
- ・滝川市の下水道使用料は、25年以上見直しを行っていない。
今後は、一般的な下水道使用料の算定期間と言われる概ね5年ごとに、審議会にて健全な経営に向けて使用料の検討を行う。

◆改定案に向けて◆

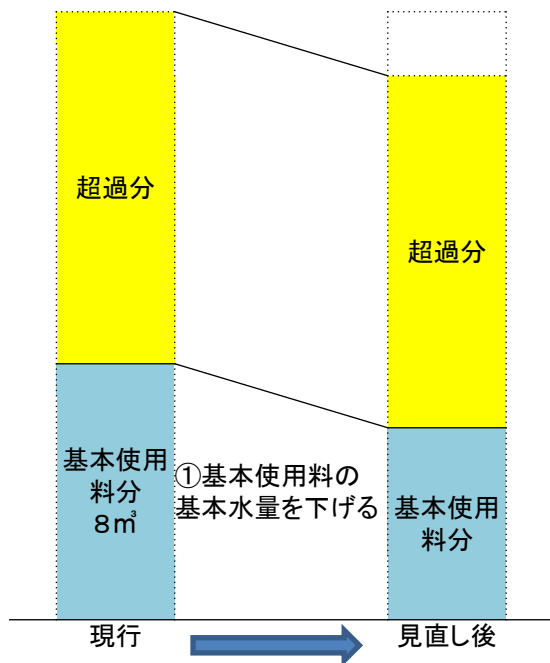
- ・①、②の検討を踏まえ、下水道使用料体系の見直しにより、値下がりする使用者だけでなく、値上がりする使用者も出て来るので、改定の影響により、極端な負担にならないように配慮する。

使用料体系見直しの考え方(再掲)

グラフ③

A案

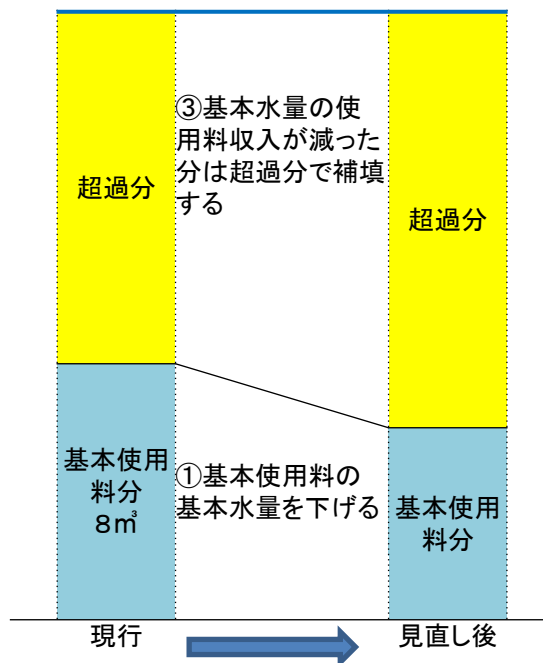
②基本水量を下げた分だけ使用料収入は減少



グラフ④

B案

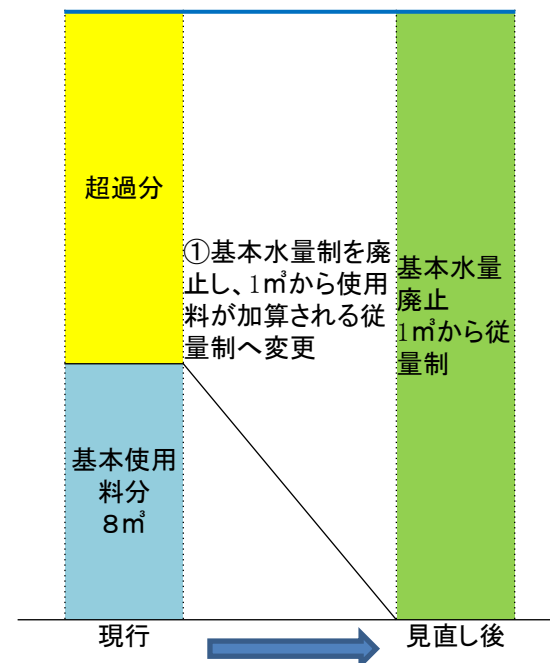
②現行の使用料収入を維持する



グラフ⑤

C案

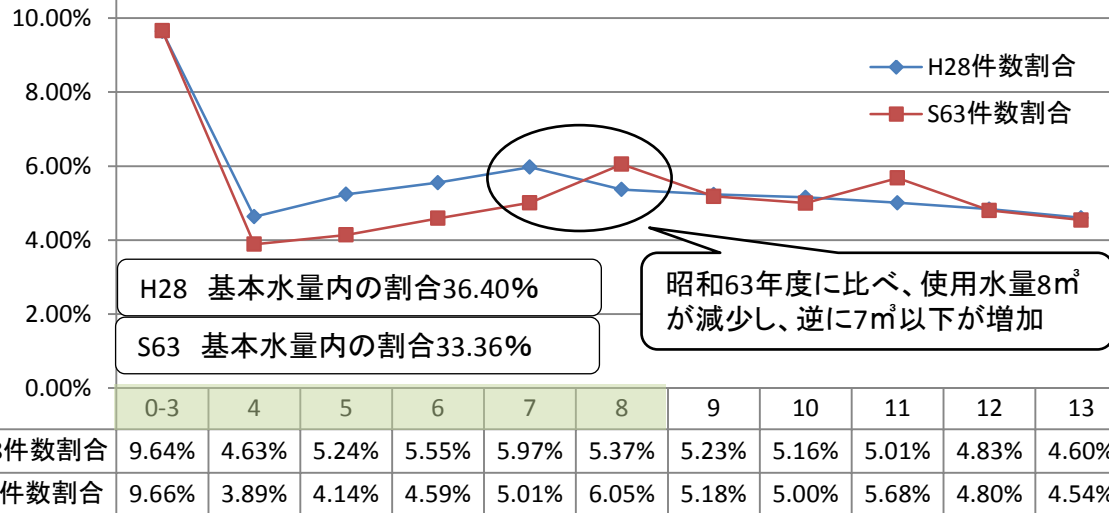
②現行の使用料収入を維持する



水量別件数割合の比較(再掲)

家事用

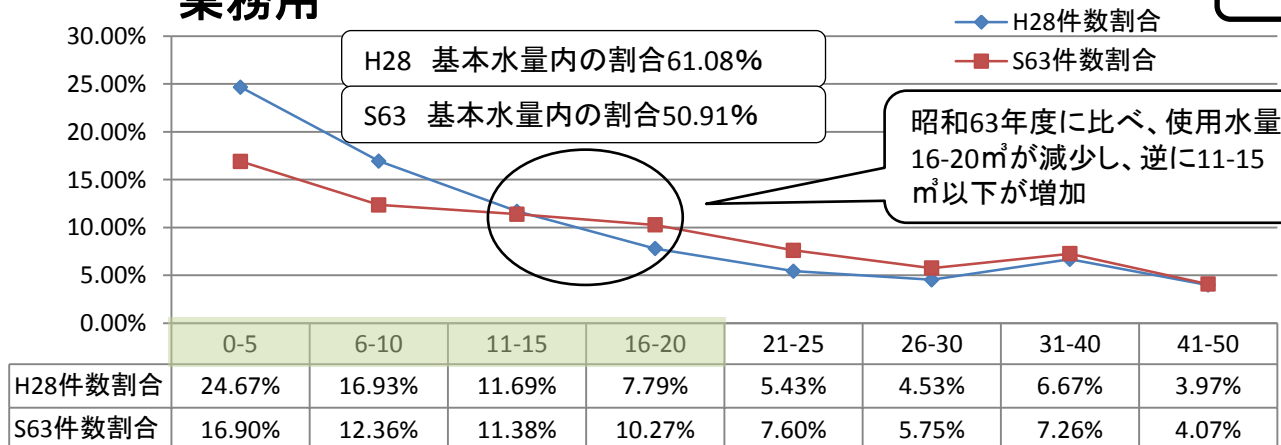
グラフ⑥



家事用
基本水量(案)
8m³ ⇒ 7m³
基本水量内割合
36.40% ⇒ 31.04%

業務用

グラフ⑦



業務用
基本水量(案)
20m³ ⇒ 15m³
基本水量内割合
61.08% ⇒ 53.29%

使用料改定案

▼家事用

A案

現行の基本使用料1㎡単価にて基本水量7㎡で試算

表③

	現行	改定後
基本使用料	8㎡まで 1,418	7㎡まで 1,239
超過分	9㎡～ 187	8㎡～ 187

$1,418円 \div 8㎡ = 177円$

$177円 \times 7㎡ = 1,239円$

表④

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7㎡	1,418	1,239	-179	-12.55%
8㎡	1,418	1,426	8	0.63%
15㎡	2,727	2,735	8	0.33%
20㎡	3,662	3,670	8	0.25%
30㎡	5,532	5,540	8	0.16%
50㎡	9,272	9,280	8	0.10%

現行年間使用料収入との差額

-9,656千円

収入総額が減となる。1、2年は黒字を維持できたとしても、それ以降については、使用料増額の改定議論を前倒しする可能性もでてくる

B案

基本水量は7㎡、超過分は変えず、基本使用料で現行総額が同等となるよう試算

表⑤

	現行	改定後
基本使用料	8㎡まで 1,418	7㎡まで 1,290
超過分	9㎡～ 187	8㎡～ 187

A案の財源不足を補うため、超過分を変更しないで、基本使用料を変更

表⑥

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7㎡	1,418	1,290	-128	-9.03%
8㎡	1,418	1,477	59	4.16%
15㎡	2,727	2,786	59	2.16%
20㎡	3,662	3,721	59	1.61%
30㎡	5,532	5,591	59	1.07%
50㎡	9,272	9,331	59	0.64%

現行年間使用料収入との差額

187千円

C案

(基本水量制を廃止、1㎡から超過料金)超過分は変えず、基本使用料で現行総額が同等となるよう試算

表⑦

	現行	改定後
基本使用料	8㎡まで 1,418	131
超過分	9㎡～ 187	1㎡～ 187

表⑧

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
6㎡	1,418	1,253	-165	-11.64%
7㎡	1,418	1,440	22	1.55%
8㎡	1,418	1,627	209	14.74%
15㎡	2,727	2,936	209	7.66%
20㎡	3,662	3,871	209	5.71%
30㎡	5,532	5,741	209	3.78%
50㎡	9,272	9,481	209	2.25%

現行年間使用料収入との差額

190千円

8㎡を超え近くの対象者がこの改定の影響を大きく受け、全体の改定率も高い

使用料改定案

▼業務用

A案

現行の基本使用料1㎡単価にて基本水量15㎡で試算

表⑨

	現行	改定後
基本使用料	20㎡まで 4,078	15㎡まで 3,060
超過分	21㎡～ 233	16㎡～ 233

4,078円÷20㎡≒204円
204円×15㎡=3,060円

B案

基本水量は15㎡、改定による影響格差を低減させるため、基本使用料と超過使用料を調整

表⑪

	現行	改定後
基本使用料	20㎡まで 4,078	15㎡まで 3,317
超過分	21㎡～ 233	16㎡～ 238

A案の財源不足を補うため、基本使用料及び超過分を変更

C案

(基本水量制廃止、1㎡から超過料金)超過分は変えず、基本使用料を変更して現行総額が同等となるよう試算

表⑬

	現行	改定後
基本使用料	20㎡まで 4,078	1,138
超過分	21㎡～ 233	1㎡～ 233

表⑩

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～15㎡	4,078	3,060	-1,018	-24.96%
20㎡	4,078	4,225	147	3.60%
50㎡	11,068	11,215	147	1.33%
100㎡	22,718	22,865	147	0.65%
1000㎡	232,418	232,565	147	0.06%
3000㎡	698,418	698,565	147	0.02%

現行年間使用料収入との差額
-7,987千円

家事用同様に、収入総額が減となる。1、2年は黒字を維持できたとしても、それ以降については、使用料増額の改定議論を前倒しする可能性もでてくる

表⑫

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～15㎡	4,078	3,317	-761	-18.66%
20㎡	4,078	4,507	429	10.52%
50㎡	11,068	11,647	579	5.23%
100㎡	22,718	23,547	829	3.65%
1000㎡	232,418	237,747	5,329	2.29%
3000㎡	698,418	713,747	15,329	2.19%

現行年間使用料収入との差額
12千円

表⑭

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
12㎡	4,078	3,934	-144	-3.53%
13㎡	4,078	4,167	89	2.18%
14㎡	4,078	4,400	322	7.90%
15㎡	4,078	4,633	555	13.61%
20㎡	4,078	5,798	1,720	42.18%
50㎡	11,068	12,788	1,720	15.54%
100㎡	22,718	24,438	1,720	7.57%
1000㎡	232,418	234,138	1,720	0.74%
3000㎡	698,418	700,138	1,720	0.25%

現行年間使用料収入との差額
10千円

20㎡付近の対象者が改定による影響が大きい

使用料改定案

▼福祉用

A案

現行の基本使用料1m³単価にて基本水量7m³で試算

表⑮

	現行	改定後
基本使用料	8m ³ まで 865	7m ³ まで 756
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 187

$$865\text{円} \div 8\text{m}^3 = 108\text{円}$$

$$108\text{円} \times 7\text{m}^3 = 756\text{円}$$

B案

基本水量は7m³、超過分は変えず、基本使用料で現行総額が同等となるよう試算

表⑰

	現行	改定後
基本使用料	8m ³ まで 865	7m ³ まで 795
超過分	9m ³ ～ 187	8m ³ ～ 187

C案

(基本水量制を廃止、1m³から超過料金)超過分は変えず、基本使用料の変更で現行総額が同等となるよう調整

表⑱

	現行	改定後
基本使用料	8m ³ まで 865	
超過分	9m ³ ～ 187	1m ³ ～ 156

超過分を減額しても現行使用料収入総額を維持できるので、超過分を現行より減額して試算

表⑯

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	865	756	-109	-12.60%
8m ³	865	943	78	9.02%
15m ³	2,174	2,252	78	3.59%
20m ³	3,109	3,187	78	2.51%
30m ³	4,979	5,057	78	1.57%
50m ³	8,719	8,797	78	0.89%

現行年間使用料収入との差額
-608千円

考え方は家事用と同じ

表⑳

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7m ³	865	795	-70	-8.09%
8m ³	865	982	117	13.53%
15m ³	2,174	2,291	117	5.38%
20m ³	3,109	3,226	117	3.76%
30m ³	4,979	5,096	117	2.35%
50m ³	8,719	8,836	117	1.34%

現行年間使用料収入との差額
5千円

表㉑

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
5m ³	865	780	-85	-9.83%
6m ³	865	936	71	8.21%
7m ³	865	1,092	227	26.24%
8m ³	865	1,248	383	44.28%
15m ³	2,174	2,340	166	7.64%
20m ³	3,109	3,120	11	0.35%
30m ³	4,979	4,680	-299	-6.01%
50m ³	8,719	7,800	-919	-10.54%

現行年間使用料収入との差額
80千円

自治体比較 家事用 (石狩川流域下水道接続団体)

家事用(高い順)

表②①

	家事用	基本使用料	7m ³	8m ³	15m ³	20m ³	50m ³	100m ³
1	芦別市	1,802	芦別市	美唄市	美唄市	美唄市	美唄市	赤平市
2	浦臼町	1,800	浦臼町	芦別市	芦別市	芦別市	砂川市	美唄市
3	歌志内市	1,733	歌志内市	浦臼町	浦臼町	浦臼町	浦臼町	砂川市
4	赤平市	1,686	赤平市	歌志内市	歌志内市	歌志内市	芦別市	浦臼町
5	砂川市	1,428	美唄市	赤平市	砂川市	砂川市	歌志内市	芦別市
6	滝川市	1,418	上砂川町	砂川市	赤平市	赤平市	赤平市	歌志内市
7	新十津川町	1,400	C案滝川市	C案滝川市	C案滝川市	C案滝川市	C案滝川市	新十津川町
8	奈井江町	1,300	砂川市	上砂川町	上砂川町	上砂川町	上砂川町	上砂川町
	B案滝川市	1,290	滝川市	奈井江町	B案滝川市	B案滝川市	B案滝川市	C案滝川市
	A案滝川市	1,239	新十津川町	B案滝川市	奈井江町	A案滝川市	A案滝川市	B案滝川市
9	美唄市	1,133	奈井江町	A案滝川市	A案滝川市	滝川市	滝川市	A案滝川市
10	上砂川町	1,130	B案滝川市	滝川市	滝川市	奈井江町	新十津川町	滝川市
	C案滝川市	131	A案滝川市	新十津川町	新十津川町	新十津川町	奈井江町	奈井江町

各市町ホームページより

自治体比較 家事用(道内35市)

家事用(高い順)

表②②

	家事用	基本使用料	7㎡	8㎡	15㎡	20㎡	50㎡	100㎡
1	根室市	2,000	根室市	根室市	三笠市	三笠市	美唄市	赤平市
2	三笠市	1,935	三笠市	三笠市	夕張市	夕張市	三笠市	根室市
3	夕張市	1,858	夕張市	夕張市	美唄市	美唄市	根室市	美唄市
4	芦別市	1,802	芦別市	美唄市	芦別市	芦別市	伊達市	砂川市
5	歌志内市	1,733	歌志内市	芦別市	歌志内市	伊達市	砂川市	釧路市
6	伊達市	1,700	伊達市	紋別市	伊達市	留萌市	夕張市	伊達市
7	赤平市	1,686	赤平市	歌志内市	留萌市	歌志内市	芦別市	三笠市
8	留萌市	1,634	留萌市	伊達市	砂川市	砂川市	釧路市	夕張市
9	網走市	1,574	美唄市	赤平市	赤平市	赤平市	留萌市	芦別市
10	釧路市	1,538	網走市	砂川市	根室市	釧路市	歌志内市	留萌市
11	砂川市	1,428	紋別市	留萌市	釧路市	網走市	赤平市	歌志内市
12	滝川市	1,418	釧路市	C案滝川市	網走市	根室市	網走市	室蘭市
13	紋別市	1,400	C案滝川市	網走市	C案滝川市	C案滝川市	岩見沢市	岩見沢市
14	函館市	1,370	砂川市	釧路市	紋別市	紋別市	C案滝川市	網走市
15	深川市	1,340	滝川市	B案滝川市	B案滝川市	B案滝川市	B案滝川市	帯広市
16	登別市	1,320	函館市	A案滝川市	A案滝川市	A案滝川市	A案滝川市	C案滝川市
	B案滝川市	1,290	深川市	滝川市	滝川市	滝川市	滝川市	名寄市
	A案滝川市	1,239	登別市	函館市	深川市	名寄市	名寄市	B案滝川市
17	室蘭市	1,230	B案滝川市	北見市	名寄市	深川市	深川市	A案滝川市
18	小樽市	1,220	北見市	深川市	登別市	登別市	紋別市	滝川市
19	稚内市	1,200	A案滝川市	登別市	北見市	室蘭市	富良野市	深川市
20	美唄市	1,133	室蘭市	名寄市	室蘭市	北見市	登別市	富良野市
21	士別市	1,130	小樽市	室蘭市	富良野市	富良野市	室蘭市	登別市
22	旭川市	1,096	稚内市	小樽市	岩見沢市	岩見沢市	北見市	紋別市
23	富良野市	1,060	北斗市	稚内市	稚内市	稚内市	帯広市	北広島市
24	石狩市	1,054	帯広市	北斗市	旭川市	旭川市	稚内市	石狩市
25	苫小牧市	1,030	士別市	帯広市	士別市	士別市	旭川市	稚内市
26	北広島市	1,000	旭川市	岩見沢市	函館市	函館市	石狩市	北見市
27	岩見沢市	964	富良野市	士別市	帯広市	帯広市	函館市	旭川市
28	恵庭市	885	石狩市	旭川市	小樽市	小樽市	士別市	苫小牧市
29	江別市	810	名寄市	富良野市	北斗市	北斗市	小樽市	函館市
30	帯広市	790	苫小牧市	石狩市	石狩市	石狩市	北斗市	士別市
31	北見市	759	北広島市	苫小牧市	苫小牧市	北広島市	北広島市	小樽市
32	千歳市	730	岩見沢市	北広島市	恵庭市	恵庭市	江別市	江別市
33	北斗市	720	恵庭市	恵庭市	北広島市	江別市	苫小牧市	北斗市
34	名寄市	657	江別市	江別市	江別市	苫小牧市	千歳市	千歳市
35	札幌市	600	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	恵庭市	恵庭市
	C案滝川市	131	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市

各市ホームページより

自治体比較 業務用 (石狩川流域下水道接続団体)

業務用(高い順)

表②③

	業務用	基本使用料	7m ³	8m ³	15m ³	20m ³	50m ³	100m ³	500m ³
1	奈井江町	4,259	奈井江町	奈井江町	C案滝川市	C案滝川市	芦別市	芦別市	芦別市
2	滝川市	4,078	滝川市	滝川市	奈井江町	芦別市	美唄市	美唄市	美唄市
3	芦別市	4,055	芦別市	芦別市	滝川市	赤平市	C案滝川市	赤平市	赤平市
4	歌志内市	3,533	歌志内市	歌志内市	芦別市	美唄市	赤平市	C案滝川市	奈井江町
5	赤平市	3,372	赤平市	赤平市	歌志内市	B案滝川市	B案滝川市	B案滝川市	B案滝川市
	B案滝川市	3,317	B案滝川市	B案滝川市	美唄市	歌志内市	奈井江町	奈井江町	C案滝川市
	A案滝川市	3,060	A案滝川市	A案滝川市	赤平市	上砂川町	歌志内市	歌志内市	歌志内市
6	上砂川町	2,200	C案滝川市	C案滝川市	B案滝川市	奈井江町	A案滝川市	A案滝川市	A案滝川市
	C案滝川市	1,138	上砂川町	上砂川町	上砂川町	A案滝川市	滝川市	滝川市	滝川市
7	美唄市	1,133	美唄市	美唄市	A案滝川市	滝川市	上砂川町	上砂川町	上砂川町

※業務用区分がある自治体のみ

各市町ホームページより

自治体比較 業務用(道内35市)

業務用(高い順)

表②④

	業務用	基本使用料	7m ³	8m ³	15m ³	20m ³	50m ³	100m ³	500m ³
1	留萌市	4,379	留萌市	留萌市	C案滝川市	C案滝川市	芦別市	岩見沢市	岩見沢市
2	滝川市	4,078	滝川市	滝川市	留萌市	芦別市	美唄市	芦別市	芦別市
3	芦別市	4,055	芦別市	芦別市	滝川市	三笠市	C案滝川市	美唄市	美唄市
4	歌志内市	3,533	歌志内市	歌志内市	芦別市	赤平市	赤平市	赤平市	赤平市
5	赤平市	3,372	赤平市	赤平市	三笠市	美唄市	三笠市	C案滝川市	留萌市
	B案滝川市	3,317	B案滝川市	B案滝川市	歌志内市	B案滝川市	留萌市	三笠市	三笠市
	A案滝川市	3,060	A案滝川市	A案滝川市	美唄市	歌志内市	B案滝川市	留萌市	B案滝川市
6	北斗市	3,000	北斗市	C案滝川市	赤平市	留萌市	岩見沢市	B案滝川市	C案滝川市
7	三笠市	2,420	C案滝川市	北斗市	B案滝川市	岩見沢市	歌志内市	歌志内市	歌志内市
8	苫小牧市	1,990	三笠市	三笠市	紋別市	A案滝川市	A案滝川市	A案滝川市	A案滝川市
9	岩見沢市	1,828	苫小牧市	紋別市	A案滝川市	紋別市	滝川市	滝川市	滝川市
10	紋別市	1,750	紋別市	苫小牧市	岩見沢市	滝川市	紋別市	小樽市	苫小牧市
11	小樽市	1,620	岩見沢市	美唄市	北斗市	苫小牧市	小樽市	苫小牧市	小樽市
12	恵庭市	1,209	小樽市	岩見沢市	苫小牧市	小樽市	苫小牧市	紋別市	紋別市
	C案滝川市	1,138	美唄市	小樽市	小樽市	恵庭市	北斗市	北斗市	北斗市
13	美唄市	1,133	恵庭市	恵庭市	恵庭市	北斗市	旭川市	旭川市	旭川市
14	旭川市	1,096	旭川市	旭川市	旭川市	旭川市	恵庭市	恵庭市	恵庭市

※業務用区分がある自治体のみ

各市ホームページより

自治体比較 福祉用

(石狩川流域下水道接続団体)
福祉用(高い順)

表25

	福祉用	基本使用料	7m ³	8m ³	15m ³	20m ³	50m ³
1	奈井江町	1,100	奈井江町	歌志内市	歌志内市	歌志内市	美唄市
2	歌志内市	1,076	C案滝川市	奈井江町	美唄市	美唄市	浦臼町
3	上砂川町	970	歌志内市	C案滝川市	奈井江町	浦臼町	歌志内市
4	新十津川町	900	美唄市	砂川市	浦臼町	奈井江町	上砂川町
5	浦臼町	900	上砂川町	美唄市	C案滝川市	上砂川町	奈井江町
6	滝川市	865	砂川市	B案滝川市	上砂川町	B案滝川市	B案滝川市
	B案滝川市	795	新十津川町	上砂川町	B案滝川市	A案滝川市	A案滝川市
	A案滝川市	756	浦臼町	A案滝川市	A案滝川市	C案滝川市	滝川市
7	砂川市	647	滝川市	新十津川町	滝川市	滝川市	新十津川町
8	美唄市	566	B案滝川市	浦臼町	砂川市	新十津川町	C案滝川市
	C案滝川市	0	A案滝川市	滝川市	新十津川町	砂川市	砂川市

※福祉用区分がある自治体のみ

(道内35市)
福祉用(高い順)

表26

	福祉用	基本使用料	7m ³	8m ³	15m ³	20m ³	50m ³
1	夕張市	1,333	夕張市	夕張市	歌志内市	歌志内市	美唄市
2	歌志内市	1,076	C案滝川市	歌志内市	美唄市	美唄市	歌志内市
3	深川市	890	歌志内市	C案滝川市	夕張市	B案滝川市	B案滝川市
4	滝川市	865	美唄市	砂川市	C案滝川市	A案滝川市	A案滝川市
5	稚内市	800	砂川市	美唄市	B案滝川市	C案滝川市	滝川市
	B案滝川市	795	深川市	B案滝川市	A案滝川市	滝川市	深川市
	A案滝川市	756	滝川市	A案滝川市	滝川市	夕張市	C案滝川市
6	砂川市	647	稚内市	深川市	砂川市	深川市	砂川市
7	富良野市	583	B案滝川市	滝川市	深川市	砂川市	夕張市
8	美唄市	566	A案滝川市	稚内市	富良野市	富良野市	富良野市
	C案滝川市	0	富良野市	富良野市	稚内市	稚内市	稚内市

※福祉用区分がある自治体のみ

各市町ホームページより